

毎月勤労統計調査について
《事務・事業説明資料》

毎月勤労統計調査の概要

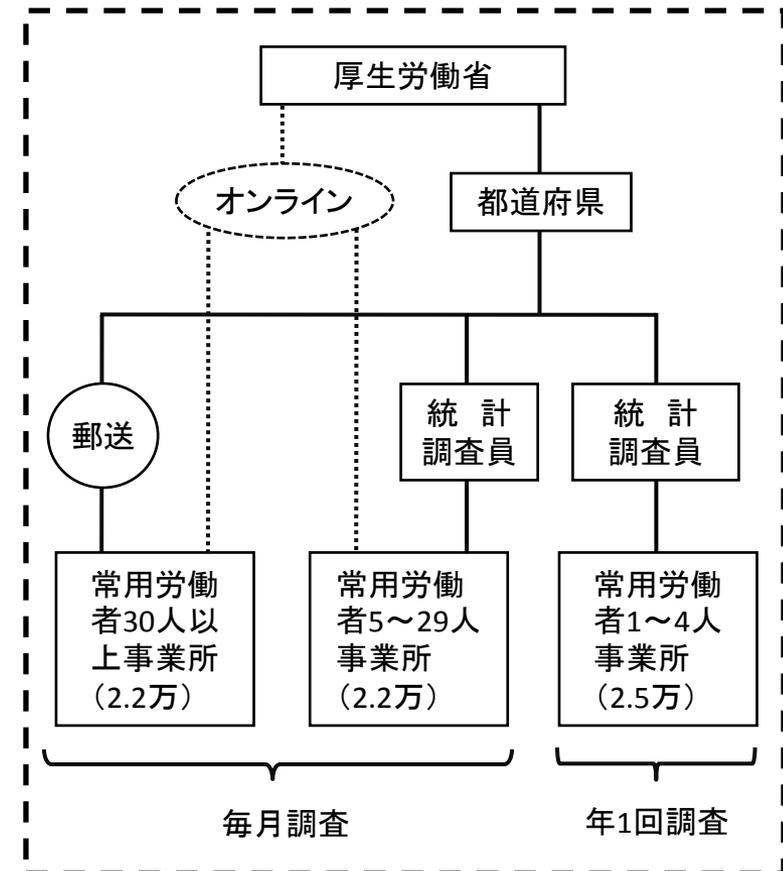
《基礎データ》

	全国調査	地方調査	特別調査
目的	我が国の賃金、労働時間及び雇用の変動状況を毎月把握	都道府県別の賃金、労働時間及び雇用の変動状況を毎月把握	小規模事業所の状況を年1回把握し、全国調査、地方調査を補完
対象	常用労働者5人以上の事業所 3.3万(※183.2万)	常用労働者5人以上の事業所 全国+1.1万(※同左)	常用労働者1～4人の事業所 2.5万(※219.5万)
内容	事業所内の労働者数、1か月間の賃金総額、延労働時間数等を調査し、1人1月当たりの賃金、労働時間等を公表 調査方法:常用労働者30人以上事業所は郵送又はオンライン、常用労働者5～29人事業所は調査員又はオンライン	労働者ごと賃金、労働時間等を調査し、1人1月当たりの賃金等を公表 調査方法:調査員	

※は、平成18年事業所・企業統計調査における全事業所数。

《組織体制》

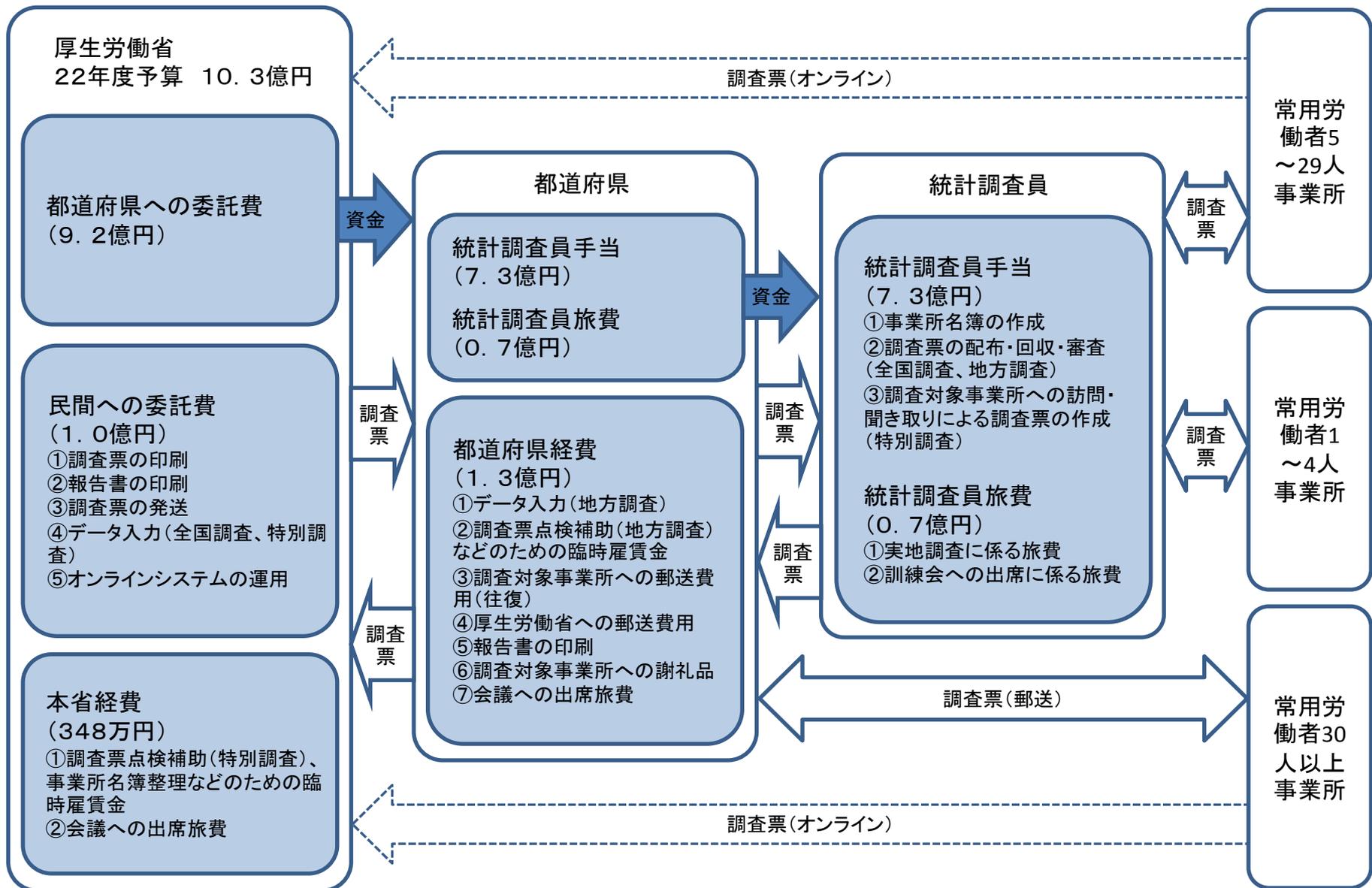
厚生労働省	大臣官房統計情報部雇用統計課	毎勤担当 14人
都道府県	統計主管課	統計調査員 5,061人



《予算》

		22年度	21年度	20年度
全体		10.3億円	11.1億円	11.1億円
	厚生労働省本省	1.1億円	1.9億円	1.7億円
	都道府県(委託)	9.2億円	9.2億円	9.3億円

毎月勤労統計調査の業務及び資金の流れ(フロー)図



毎月勤労統計調査の意義

重要な公的統計である基幹統計(*)の一つである。月例経済報告、景気動向指数にも使われており、景気判断や各種政策に活用されている。

<景気判断>

- ① 月例経済報告及び月例労働経済報告
・・・賃金指数の動向、製造業所定外労働時間指数等
- ② 景気動向指数・・・製造業所定外労働時間指数
(一致系列11のうちの一つ)
製造業常用雇用指数
(遅行系列6のうちの一つ)
- ③ GDP四半期推計・・・賃金指数(現金給与総額)等
- ④ 県民経済計算・・・都道府県別の現金給与総額等

<政策の基礎資料>

- ① 労災保険の休業給付(平成20年度給付総額1,124億円)基礎日額及び年金給付(同3,973億円)基礎日額の改訂の基準(毎月勤労統計調査の結果を基にすることが法定されている)
- ② 雇用保険の求職者給付(平成20年度一般求職者給付総額9,247億円)の基本手当日額等の改訂の基準(毎月勤労統計調査の結果を基にすることが法定されている)
- ③ 最低賃金の改定審議における基礎資料

<その他>

- ① 民間シンクタンクの経済レポート等

本調査の特色

- ① 月次で賃金、労働時間、雇用を一体的に調査し、その変動を把握・公表する唯一の統計
(全国調査、地方調査)
- ② 小規模事業所における賃金、労働時間を一体的に調査し、その動向を把握・公表する唯一の統計
(特別調査)

【本調査の沿革】

全国調査の前身は、大正12年開始の「職工賃銀毎月調査」等。
昭和26年に、総理府から旧労働省の所管となるとともに、地方調査が開始された。
昭和32年に特別調査が開始された。

* 基幹統計

政府統計のうち、全国的な政策を企画立案・実施する上で特に重要な統計等として、総務大臣が統計実施大臣に協議し、統計委員会(内閣府に設置)の意見を聞いた上で指定する統計。

統計実施大臣は、調査の範囲、項目、基準日、方法等について、総務大臣の承認を受けるとともに、これらを変更しようとする場合についても、総務大臣の承認を受けなければならない。総務大臣は統計委員会の意見を聞いた上で、これらの承認を行う。

※ 迅速な判断の資料となるため、速報性と正確性(精度)が必要

- ① 調査月の翌月末頃に速報として公表(全国調査)
- ② より多くの調査票を回収し、精度を高める
(確報で85%強の回収率)

毎月勤労統計調査の成果

<内閣府「月例経済報告」(平成22年5月)より抜粋>

雇用情勢は、依然として厳しいものの、このところ持ち直しの動きがみられる。...

(中略)製造業の残業時間は生産が持ち直していることを反映し、増加している。

賃金をみると、定期給与は持ち直しの動きがみられる。現金給与総額は下げ止まりつつある。

<新聞掲載記事>

(全国調査平成21年平均結果速報)
(H22. 2. 2 日経新聞夕刊 1面)

給与・労働時間最大の減少

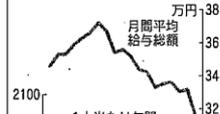
昨年、月給3.9%マイナス

厚生労働省が2日発表した毎月勤労統計調査(速報、従業員5人以上)によると、2009年の労働者1人当たりの月間現金給与総額は31万5164円と前年から3.9%減り、前年と比較できる1991年以来最大の減少率となった。残業を含めた年間実労働時間も前年比2.9%減の1733時間と減少率は過去最大。08年秋以降の世界的な景気悪化の影響などを受けた雇用、所得情勢の厳しさを改めて浮き彫りにしている。

環境厳しき鮮明

現金給与総額は前年比12.1%減と、給後で最も低い水準となるに大幅に減った。残業代などの所定外給与が響いた。給与総額を構成する項目はいずれも減少率が過去最大だった。

現金給与総額を消費物价指数で割った実賃金



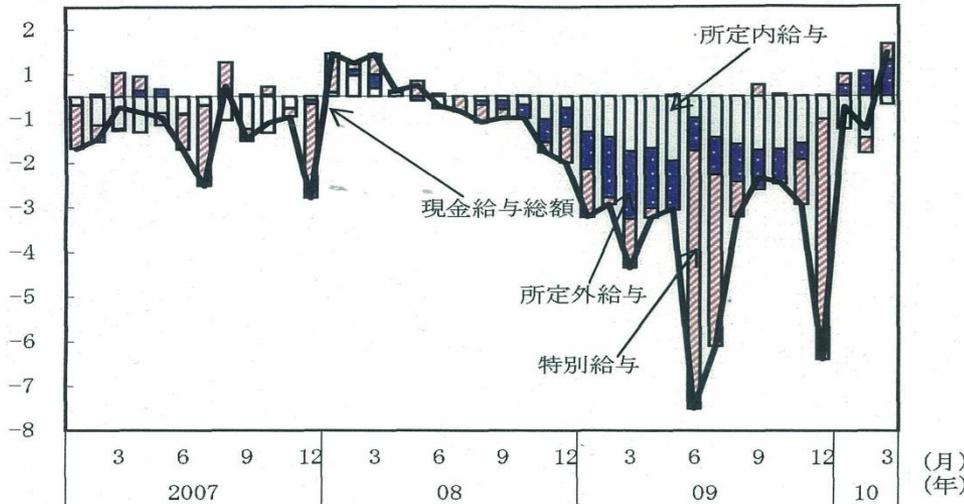
物価指数で割った実賃金は、前年より2.6%低い94.5(08年)110.0。09年の落ち込みは、これまでに最大だった。08年(2.1%)を上回った。同指数が前年水準を割るのは4年連続2%減少。特に製造業は減

現金給与総額を消費物价指数で割った実賃金は、前年より2.6%低い94.5(08年)110.0。09年の落ち込みは、これまでに最大だった。08年(2.1%)を上回った。同指数が前年水準を割るのは4年連続2%減少。特に製造業は減

32.2%減の10.5時間だった。ただ厚労省が同調査では、製造業の所定労働時間は13.4時間と前年同月比9.3%増。不足で生産が上向いていることを映し、21カ月の平均所定外労働時間は9.2時間と15.7万8000人で0.7%増えた。

現金給与総額の推移

(前年比、%)



これまでの取り組み

<コスト削減>

- ① オンラインによる調査票の受付（平成13年度より）
統計調査員の稼働を減らし、コスト削減
（平成21年度オンライン化実績21.9%）
（▲1億円（オンライン化していなかった場合との比較））
- ② 統計調査員による調査票の配布を年1回に削減（平成19年度より）
統計調査員の稼働を減らし、コスト削減
（12回→1回、▲1,630万円（12回の場合との比較））
- ③ 新聞広告の廃止（平成22年度より）（▲326万円）

<システム最適化>

- ① 調査票のオンライン受付を独自システムから府省共同利用システムへ移行し、コスト削減
（平成21年度より）
（運用経費 ▲5,331万円（移行前の年間運用経費との比較））

<記入者負担の軽減>

- ① 連続して調査対象とならないよう配慮
- ② オンライン調査において、基礎項目や前月分データを調査対象事業所に事前に提示（平成13年度より）

<利用者の利便性向上>

- ① 毎月公表している全国調査（速・確報）について、資料配布と同時にインターネットでも情報提供（平成19年度より）
- ② 政府統計の総合窓口（e-Stat）に提供データを移行（平成19年度より）
- ③ 長期時系列データのインターネット提供拡充（産業中分類までのデータを拡充）（平成21年度より）
- ④ 閲覧のみであった最新月の詳細データをインターネットでも情報提供（平成21年度より）
- ⑤ 産業分類変更前の長期時系列データもインターネットで情報提供（平成21年度より）